

発議第7号

災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和元年12月25日提出

提出者 多可町議会議員 日原茂樹

賛成者 多可町議会議員 門脇教蔵

意見書第2号

災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書

我が国は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ「災害の世紀」を迎えている。災害時の救援活動や復興に至る過程で、家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦れき処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど福祉的ニーズも高まっており、多くの支援者の参画が欠かせない。

今後、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など大規模な被害が予測される災害においては、過去の実績から1日10万人以上、延べ1,000万人以上のボランティアが必要になるという専門家の見解も示されている。それだけのボランティア数を確保するためには、遠隔地を含め全国かつ長期にわたる支援に頼る必要がある。

しかし、各種の調査では、交通費や宿泊費の負担が支障となり、災害ボランティアに参加できない人が多いことが明らかになっている。

これらの負担を軽減するため、これまで、鉄道会社や航空会社などの独自割引制度や、地方自治体によるボランティアバス運行支援などの取組が官民において行われた事例がある。

よって、国におかれては、こうした動きをさらに広め、より多くの災害ボランティアの参画に向けて、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 交通費や宿泊費の助成、ボランティア保険の拡充等のボランティア活動に対する支援制度を実現すること。
- 2 全国的な基金の創設など災害ボランティアを社会全体で支える仕組みを構築すること。
- 3 大規模災害発生時に、社会福祉協議会の全国ネットワークを生かした支援体制を構築するにあたり、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会の職員の派遣費用等の予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年12月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災） 様

兵庫県多可町議会議長 吉田政義